

成田宇左衛門殿

右は寶曆六年也。改作所舊記に載せたる寛文二年八月小幡宮内よりの書簡に、御城石垣御普請戸室山より石出る處、先年之石道より狭く三間棒通兼に付、田地へ懸分急ぎ道爲作可申云々。とあり。小幡氏は當時金澤城代なり。

○戸室山奇石傳話

可觀小説に云ふ。戸室は金澤より東にある石山なり。其の石堅實にて、家屋の、用に備へて甚だ益あり。城壘の用に切り出す事ありしに、先年岡田助三郎奉行の時、大石を割り落しける處、裂け目より光芒耀く事甚だし。石工を初め人夫共大に恐れ、地に臥して觀居たり。漸く光も散じ薄らぎ、其の光る形三日月の體に見えて、終には光芒も盡きたりけり。翌日彼の石を見れば、光芒の跡石に残りて、彷彿として月の形に見ゆと。奥村登岐庸禮其の事を聞きて、木下順庵に問はれるに、大石孕月といふ事聞き及びたり。かやうの石にやと答へたりと云々。又混見摘寫にも、戸室山にて先年孕月と云ふ大石の片々、御城内へ參り有之候。岡田助右衛門祖父岡田助三郎奉行の時、或日大石を切り落し

候へば、石のかけめより光芒の耀く事甚だしく、石工を初め人夫等大に恐れ、地に臥して見居たり。漸く光も散じた。翌日其の石を見候へば、光の跡石に残りて、彷彿と月の形と成りたり。其の以後奥村登岐、木下順庵へ被咄ければ、大石孕月と申す儀を承及候。かやうの事にてもやと被申候由。右の石切出候頃にや、役小者を以て釣出させたる四百人三百人釣の石多く戸室山道にあり。近年まで石に人夫高等彫付有之候。玄翁は八・九貫目の鐵槌にて、力者も三つ四つならで打つ事を得ず。夫れ故石工の強力替る替る事記載して、安永五年より大石數多割るといへども、右様の事は無之、寛政年中迄に兩度、石割り放しける處雪の如き白玉出たり。初度の分は石切共如何致し候哉、跡の分は取上、目薬に成由にて醫者中所望に付き遣し、残り少し所持仕、文化年中奉指上たり。此の物は、石花と申物にて可有之哉、容易に出不申珍物のよし也。扱右の石切出ける頃、役小者を以釣出させらるゝ三百人・四百人釣の石共、多く戸室山道に有之。石に人高等彫有之。右石割の節、玄

翁は拾二貫目より拾五貫目迄の玄翁打ちたるよし。安永年中拾二貫目の玄翁、石切の内役小者の内力量有之者は、心安く二・三十も打ちたり。文化十年頃より安永・天明の頃の役小者は甚遠へり。萬物ケ様のものに有之哉。右釣石引扱は、強き者無之は、品に寄り大に違ひ有之と云々。右は石引町の考證に載之。

○横山志摩正房舊第

其の地石引町の入口にて、奥村氏第地の向なり。延寶金澤圖に、前口四十二間四尺五寸、奥行二十六間四尺六寸とありて、今云ふ兼六園の方を門前となしたり。其の圖下條に載せたるが如し。正房は横山山城守長知の兄、因幡長秀の孫なり。長秀は横山半喜長隆の長男にて、九千石賜はり、大聖寺の城代を勤め、慶長十年に歿す。嗣子なきに依つて、山城守長知の三男神谷式部長治をして長秀の遺跡を繼がしめられたり。長治が妻室は、神谷丹波守守孝の娘にて、婿養子と成り神谷式部と稱せしかど、横山因幡歿せし時、命に依つて因幡が家を相続し、再び横山式部と稱す。因幡遺知の内五千石賜はり、後加恩ありて一萬石を領し、家老役

を勤め、寛永廿年歿す。數子あり。長男長昌は三千石賜はり、神谷守孝の遺跡を命ぜられ、神谷丹波と稱しける處、實父横山長治死去の後、跡相續を命ぜられ、遺知一萬石を長昌へ賜はり、再び横山式部と改稱す。神谷守孝が跡は、長昌の弟横山大藏隆正へ三千石賜はり、神谷丹波と稱す。是實は長治の二男なり。又三男氏從は、兄式部長昌の遺跡を命ぜられ、横山式部と稱し、加恩共に五千三百石を賜はりたり。四男正房は、配分知僅に五百石賜はりしが、參議綱紀卿の取り立てにて頻に加秩を命ぜられ、遂に一萬石賜はり、延寶二年に若年寄役となり、貞享二年に家老役に轉じ、初め横山志摩と稱し、後横山筑後と改稱す。元祿六年六月晦日歿せり。其の子正武家督を繼ぎ、則ち志摩と稱す。夫れより世々一萬石を領し、家老の家柄と成り子孫連綿す。

○奥村氏邸跡

延寶金澤圖に如次記載して、元は奥村氏の下邸なるを、後に居第となしたり。

○奥村氏居第來歴

石引町の入口なり。按ずるに、元祖伊豫守永福は、天正十